

廃棄物再生事業者登録の手引き

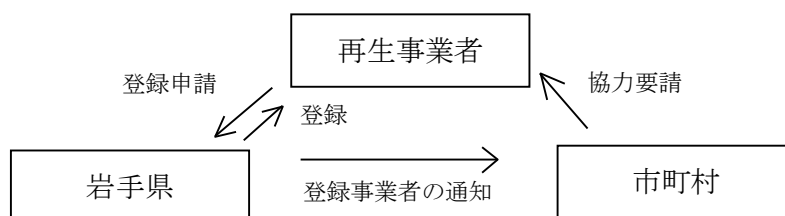
岩手県環境生活部資源循環推進課

1 登録制度の概要

廃棄物の再生を業として営んでいる事業者は、一定の基準に適合するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 20 条の 2 の規定に基づき、事業場ごとに『廃棄物再生事業者』として知事の登録を受けることができます。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）が平成 3 年 10 月 5 日に改正され、設けられた制度です（平成 4 年 7 月 4 日施行）。）

- ① 廃棄物再生事業者として登録を受けた方は、『登録廃棄物再生事業者』という名称を用いることができます（名称の独占）。
 - ② 廃棄物再生事業者として登録を受けた場合、市町村から一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求められることがあります。
- ※ 登録廃棄物再生事業者については、岩手県公式 HP に掲載されています。



2 登録の対象者

岩手県内（盛岡市を含む。）に廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）の再生を行う事業場を有しており、すでに廃棄物の再生を業として営んでいる事業者のうち、一定の基準を満たしている方が登録の対象となります。

なお、下記の場合には登録の対象とはなりませんので留意願います。

- (1) これから事業を始める方
- (2) 廃棄物ではなく有価物のみを取り扱っている方
（市場価格の変動等により、有価物となることがある廃棄物を取り扱っている場合には登録対象となります。）
- (3) 廃棄物の収集運搬のみを行っている方

《ご注意ください》

- ① 廃棄物再生事業者として登録を受けても、廃棄物処理法の規定による許認可等が不要となるわけではありません。
- ② 廃棄物処理施設等を設置（変更、譲受け、借受け）する場合には、循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）に基づく県知事への協議（盛岡市内に設置等する場合は、盛岡市長への協議）が必要です。
（一般廃棄物のみを取り扱う方が事業の用に供する施設（処理能力 5 t/日未満）で、廃棄物再生事業者の登録を受けようとする場合も含みます。）
- ③ 廃棄物再生事業者として登録を受けなくても、必要な廃棄物処理法の規定による許認可等を受けたうえで廃棄物の再生を業として営むことは差し支えありませんが、『登録廃棄物再生事業者』の名称は使用できません。

3 登録の基準

登録を受けるためには、次の基準を満たしている必要があります。

- (1) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。
→保管する廃棄物の種類に応じた適切なものであること。
- (2) 生活環境の保全上支障が生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。

品目	施設の基準
古紙	古紙の再生に適する 梱包施設 を有すること。 →選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設であること。
金属くず	金属くずの再生に適する 選別施設 及び 加工施設 を有すること。 →選別施設は、磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等の再生の目的となる金属を選別する施設であること。 →加工施設は、再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する施設等であること。
空き瓶	空き瓶の再生に適する 選別施設 を有すること。 →選別施設は、カレットを色別を選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設であること。
古繊維	古繊維の再生に適する 裁断施設 を有すること。 →裁断施設は、選別した古繊維をウエスとして利用するために裁断する施設であること。
その他	当該廃棄物の 再生に適する施設 を有すること。

※ 各施設は、原則として登録を受けようとする者が所有している必要があります。

ただし、他の者の所有であっても、登録をうけようとする者が長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には所有と同様に取り扱うことができます。

- (3) 運搬施設を有すること。
→廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設が必要です。
- (4) 事業を的確に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- (5) その他事業を適正に行うことができる者であること。

4 登録手数料

新規登録1件につき、40,000円が必要です。

(登録内容の変更、休廃止等の届出や登録証明書の再交付申請の場合は不要です。)

※申請手数料として、申請書のうち(1部)に岩手県証紙を貼付してください。

5 登録手続きの流れ

廃棄物再生事業者として登録を受けるまでの手続きの流れは次のとおりです。

(1) 事前相談

申請書類(添付書類を含む。)を作成する前に、事前に岩手県庁環境生活部資源循環推進課までご相談ください。

登録要件や必要書類等、施設設置等に係る事前協議等についてご説明いたします。

《ご注意ください》

廃棄物処理施設等を設置(変更、譲受け、借受け)する場合には、循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号)に基づく県知事への協議(盛岡市内に設置等する場合には、盛岡市長への協議)が必要です。

(一般廃棄物のみを取り扱う方が事業の用に供する施設(処理能力5t/日未満)で、廃棄物再生事業者の登録を受けようとする場合も含みます。)



(2) 申請

事前相談終了後、申請書類(添付書類を含む。)を作成し、受付窓口に提出してください。提出先は、「11 申請書の提出先」のとおりです。

(提出部数: 2部(ただし、盛岡市内の事業場については1部))



(3) 書類審査及び現地確認

県において、申請書類の審査及び事業場の現地確認(立入検査)を行い、申請内容が登録要件に適合していることを確認します。



(4) 登録証明書の交付

登録を受けた方には、登録証明書を交付します。

交付を受けた登録証明書は、登録を受けた事業場の見やすい場所に掲示してください。

なお、登録証明書を他人に譲渡し、または貸与しないでください。

6 申請に必要な書類

廃棄物再生事業者として登録を受けるためには、下記の書類を提出いただく必要があります。
なお、申請する事業場が2ヶ所以上ある場合は、事業場ごとにそれぞれ作成してください。

	添付書類	備考
1	廃棄物再生事業者登録申請書	様式第27号の1
2	事業計画の概要を記載した書類	事業概要書、事業計画書
3	事業の用に供する施設の概要を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	(1) 図面 (2) 写真 (3) 仕様書等
4	業務経歴を記載した書類	業務経歴書
5	業務に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	資金計画書
6	その他知事が必要と認める書類	(1) 施設の所有権または当該施設を使用する権原を有することを証明する書類 (不動産登記簿謄本、賃貸借契約書、固定資産台帳、車検証の写し等) (2) 申請者（役員または使用人を含む。）が、廃棄物処理法第7条第5項第4号イ～ヌに該当しない旨記載した書類（申告書） (3) 廃棄物処理法、古物営業法等に関して、既に受けている許可等があればその許可証等の写し
7	定款または寄付行為	定款または寄付行為の写し（奥書証明）
8	登記事項証明書（登記簿謄本）	※3ヶ月以内のもの
9	直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書	(1) 貸借対照表 (2) 損益計算書
10	法人税の納付すべき額及び納付済みを証する書類	法人税納付証明書
11	住民票の写し	※3ヶ月以内のもの
12	資産に関する書類	資産調書
13	直近3年の所得税の納付すべき額及び納付済みを証する書類	所得税納税証明書

7 登録の変更、休廃止・再開について

- (1) 廃棄物再生事業者の登録を受けた後に、登録事項に変更が生じたときには、30 日以内に『廃棄物再生事業者登録変更届出書（様式第 27 号の 3）』に下記の書類を添付して届け出てください。

《添付書類》

- ① 変更の内容を明らかにする書類
 - ② 当初の登録申請の際に提出した書類、図面等に変更がある場合は、変更後の書類図面等
 - ③ その他知事が必要と認める書類
- (2) 廃棄物再生事業者の登録を受けた事業場の廃止、休止又は休止した事業場を再開したときには、30 日以内に『廃棄物再生事業者休廃止（再開）届出書（様式第 27 号の 4）』に下記の書類を添付して届け出てください。

《添付書類》

- ① 休止の場合には、再開までの計画書
- ② 休廃止したときは、廃棄物再生事業者登録証明書
- ③ その他知事が必要と認める書類

8 登録の期限、取消しについて

知事が交付する登録証明書には、有効期限はありません。

ただし、登録を受けた事業場が登録の基準に適合しなくなった場合及び法令で定められている変更の届出等を行わない場合等には、登録を取消す場合があります。

9 業務実績報告書の提出について

登録を受けた事業者は、毎事業年度終了後 90 日以内に、『廃棄物再生事業者業務実績報告書（様式第 27 号の 5）』に取引先事業所等一覧を添付のうえ提出する必要があります。

10 その他留意事項

- (1) 廃棄物再生事業者の登録を受けていないにもかかわらず、『登録廃棄物再生事業者』という名称を用いた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき罰せられます。
- (2) 保管施設の設置等について、他法令との調整を要する場合は、あらかじめ関係機関等と調整をしてください。

11 申請書の提出先

申請書の提出については、事業場の所在地により下記の広域振興局等環境衛生課又は岩手県庁資源循環推進課までお願いします。

振興局等名	住所・電話番号	所管する市町村
盛岡広域振興局 保健福祉環境部（環境衛生課）	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 ☎019-629-6563	八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町
県南広域振興局 保健福祉環境部（環境衛生課）	〒023-0053 奥州市水沢大手町 5-5 ☎0197-48-2422	奥州市・金ヶ崎町
花巻保健福祉環境センター （環境衛生課）	〒025-0075 花巻市花城町 1-41 ☎0198-41-5405	花巻市・北上市・遠野市・西和賀町
一関保健福祉環境センター （環境衛生課）	〒021-8503 一関市竹山町 7-5 ☎0191-26-1412	一関市・平泉町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部（環境衛生課）	〒026-0043 釜石市新町 6-50 ☎0193-27-5523	釜石市・大槌町
宮古保健福祉環境センター （環境衛生課）	〒027-0072 宮古市五月町 1-20 ☎0193-64-2218	宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村
大船渡保健福祉環境センター （環境衛生課）	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 ☎0192-22-9814	大船渡市・陸前高田市・住田町
県北広域振興局 保健福祉環境部（環境衛生課）	〒028-8042 久慈市八日町 1-1 ☎0194-66-9681	久慈市・洋野町・普代村・野田村
二戸保健福祉環境センター （環境衛生課）	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 ☎0195-23-9219	二戸市・軽米町・一戸町・九戸村
岩手県庁 環境生活部資源循環推進課	〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 ☎019-629-5380	盛岡市

《廃棄物再生事業者登録に関するお問合せ》

廃棄物再生事業者登録に関するお問合せは、岩手県庁資源循環推進課までお願いします。

岩手県環境生活部資源循環推進課資源循環担当

020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 TEL019-629-5368